

建築確認制度

建築基準法改正せず

省令・告示ベースで見直し

国土交通省は、建築基準法を改正せずに、省令・告示ベースで建築確認制度を見直す方針を固めた。建築審査などの手続きに関する規制緩和と、違反した際の厳罰化などを主眼とするため、法律を改正しなくても改善できると判断した。このため、18日から開会する今通常国会には、同法改正案は提出しない考えだ。12日開催の同省政策会議で正式に方針が示されることになる。今後、省令・告示の改正案の内容を詰めていく。早ければ今年度末から2010年度早々にも省令、告示の改正案をまとめる見通しだ。十分な周知を図った上で、同年度の運用を目指している。

建築確認制度の見直しは、▽建築確認審査の迅速化▽申請図書の簡素化▽厳罰化――が柱となる。改正する具体的な内容は、今後詰めていくが、建築基準法に基づく省令・告示ベースの改正が中心となる。これに関連して、建築士法にかかわる部分も一部改正する模様だ。

建築基準法の改正は、前原

てきた。こうした検討の結果、現在の枠組みの中で運用改善することも検討した結果、建築基準法を改正しなくても現状の課題に対応できると判断した。現在、省令・告示ベースでの改正に向けて、具体的な内容を検討している。

同改正案の公表後は、関係機関に対する十分な周知期間を設けて、運用後に支障をきたすことのないように備える考え。

現行法は、耐震強度偽装事件を契機に06年に改正、07年6月から施行。前原国交相は、昨年9月の就任時に建築基準法の手続きが負担になるなど運用面での問題を指摘し、建築業界の育成により経済にプ

ラスになるようにしたいとの考えを示していた。